

③ 個別基準（規則別表第一 2）

規制地域 広告物等の種類	許可地域 (条例第5条第1項)		許可区域 (条例第5条第2項)	
	市の全域 人口5千人以上の町村の市街化区域		知事指定の道路・鉄道の接続区域 知事指定の池沼付近の区域	
広告板	広告表示面積35㎡以下 地上からの高さ10m以下 脚部の広告表示不可 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。		新 高 幹 速 線 道 沿 路 線 ・	幅20m以下 地上からの高さ10m以下 広告表示面積50㎡以下 路端から500m以上隔す 相互に300m以上離す 原則長方形・正方形に限る 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。
			路 上 ・ 記 鉄 以 道 外 沿 の 線 道	幅15m以下 地上からの高さ10m以下 広告表示面積35㎡以下 路端から100m以上隔す 相互に50m以上離す 原則長方形・正方形に限る 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。
			池 沼 付 近	幅10m以下 地上からの高さ10m以下 広告表示面積20㎡以下 相互に50m以上隔す 水際から100m以上離す 原則長方形・正方形に限る 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。
広告塔	広告表示面積50㎡以下 地上からの高さ10m以下 脚部の広告表示不可 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。		新 高 幹 速 線 道 沿 路 線 ・	幅5m以下 地上からの高さ20m以下 広告表示面積50㎡以下 路端から500m以上隔す 相互に300m以上離す 原則角柱状・円筒状に限る 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。
			路 上 ・ 記 鉄 以 道 外 沿 の 線 道	幅3m以下 地上からの高さ15m以下 広告表示面積35㎡以下 路端から100m以上隔す 相互に50m以上離す 原則角柱状・円筒状に限る 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。
			池 沼 付 近	幅2m以下 地上からの高さ15m以下 広告表示面積20㎡以下 相互に50m以上隔す 水際から100m以上離す 原則角柱状・円筒状に限る 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。
アーチ	広告表示面積50㎡以下 地上からの高さ10m以下 脚部の広告表示不可 下端の路面からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上) 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び高彩度色の使用不可。			
屋上広告板 屋上広告塔	耐火・不燃構造建築物	広告表示面積制限なし 建築物の高さの2/3以下		
	木造建築物	広告表示面積20㎡以下 地上からの高さ10m以下		
壁面広告	窓・開口部をふさがない 住居系用途地域では広告表示面積20㎡以下 (住居系用途地域外では広告表示面積制限なし) 1 壁面に同一内容のものは1個			

規制地域 ／ 広告物等 の種類	許可地域 (条例第5条第1項)		許可区域 (条例第5条第2項)
	市の全域 人口5千人以上の町村の市街化区域		知事指定の道路・鉄道の接続区域 知事指定の池沼付近の区域
突き出し広告	1個の広告表示面積15㎡以下 道路境界から路面上に突き出す出幅は道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合1m以下) 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上) 壁面の高さを超えて設置する場合の高さは壁面からの出幅以下 交通信号機から50m以内ではネオンサインの使用不可		
アーケード広告	広告表示面積3㎡以下 板状・箱状の不燃構造体 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上) 柱・軒先の広告表示不可 原則同一商店街で規格を統一		
電柱広告	塗り付け るもの・ 巻き付け るもの	路面上又は地上から1.2m以上3.4m以内に表示 電柱1本当たりの総表示面積は1㎡以下 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び赤色でマンセル表色系における彩度が8を超えるものは使用不可。	
	添加する もの	道路上の電柱には道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける(歩道又は道路外に設置する場合又はその最下端を路面上から5m以上の高さとする場合を除く) 電柱1本に1個 横0.45m以下、縦1.2m以下、電柱から垂直に0.15m離す 上下端を塗装した帯鉄で取り付ける 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合(基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上)、道路外では3m以上 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び赤色でマンセル表色系における彩度が8を超えるものは使用不可。	
街灯柱広告	塗り付け るもの	町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱1本に1個 横0.3m以下、縦0.8m以下 下端の路面上又は地上からの高さ2.5m以上 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び赤色でマンセル表色系における彩度が8を超えるものは使用不可。	
	添加する もの	町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱1本に1個 道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける 横0.45m以下、縦0.9m以下、厚さ0.15m以下 板状・箱状の不燃構造体 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合(基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上)、道路外では3m以上 交通信号機から50m以内ではネオンサインの使用不可 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び赤色でマンセル表色系における彩度が8を超えるものは使用不可。	
はり紙	大きさ1.5㎡以下 容易に除却できる方法で表示、全面のり付け不可		
はり札	大きさ0.3㎡以下 同一壁面に2枚以内		
広告旗 (のぼり旗)	表示面の大きさ横0.9m以下、縦1.8m以下 地上から上端までの高さ3m以下 倒伏しないようにする 2本以上並列する場合は等間隔に並べる		
立看板	表示面の大きさ横0.9m以下、縦1.8m以下 脚の長さ0.3m以下 併用広告は下端に表示 倒伏しないようにする 2本以上並列する場合は等間隔に並べる		

規制地域 ／ 広告物等の種類	許可地域 (条例第5条第1項)		許可区域 (条例第5条第2項)
	市の全域 人口5千人以上の町村の市街化区域		知事指定の道路・鉄道の接続区域 知事指定の池沼付近の区域
広告幕	道路を横断するもの	幅1m以下 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は4.5m以上) 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び赤色でマンセル表色系における彩度が8を超えるものは使用不可。	
	垂れ幕	幅1.5m以下、長さ15m以下 窓の全部又は大部分をふさがない 地色に原則黒色でマンセル表色系における明度が3未満のもの及び赤色でマンセル表色系における彩度が8を超えるものは使用不可。	
アドバルーン	掲揚高度は地上から20m以上45m以下 添加広告は幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等に表示し、十分緊結する 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにする 地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時に掲揚しない 掲揚・降下作業時の危険防止の措置をとる		

※ 住居系用途地域とは、都市計画法第8条第1項の規定による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を指します。

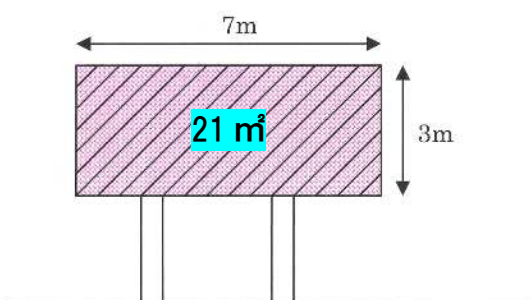
※ 許可区域（条例第5条第2項）の基準「相互に〇〇m離す」は、許可を受けて設置されている広告物からの間隔を指します。適用除外により許可を得ていない広告物等から間隔をとる必要はありません。

○広告表示面積（規則第10条第2号）

広告物に複数の表示面がある場合は、その広告物を一方向から見たときに同時に見ることが出来る表示面の合計面積が最大となるときに当該合計面積（**最大可視面積**）がその広告物の広告表示面積となります。この考え方により、広告物が許可基準や適用除外基準に適合しているかを判断します。

適合する例 条例5条1項の許可地域で表示面が両面にある広告板を設置する場合

※ 用途地域は準住居地域とする。



● 考え方

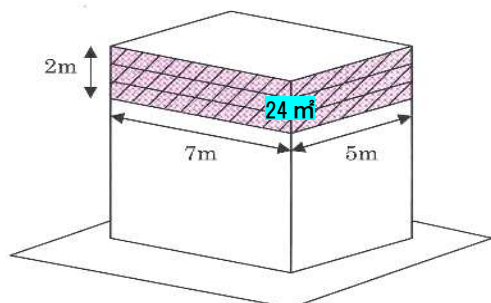
広告板の表示面の面積の合計は 42 m²ですが、一方向から見たときに同時に見ることが出来る表示面は1面のみのため、1面の面積である 21 m²が広告表示面積となります。

このため、この広告板は、条例第5条第1項の面積の許可基準（35 m²以下）に適合しています。

$$21 \text{ m}^2 \leq 35 \text{ m}^2 \cdots \text{OK}$$

不適合の例 条例5条1項の許可地域で表示面が建物の四方にある壁面広告を設置する場合

※ 用途地域は準住居地域とする。



● 考え方

1壁面ごとの表示面の面積はそれぞれ 14 m²と 10 m²ですが、直方体の建物は2壁面を同時に見ることが出来るため、最大可視面積の 24 m²が広告表示面積となります。

このため、この壁面広告は条例第5条第1項の面積の許可基準（住居系用途地域では 20 m²以下）に**適合していません**。

$$24 \text{ m}^2 \geq 20 \text{ m}^2 \cdots \text{NG}$$